

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構支出見直し計画

平成 21 年 6 月 12 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

本計画は、当機構が、平成 20 年 12 月の行政支出総点検会議とりまとめ「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～」を踏まえ、自律的に支出の見直しに取り組むための基本的事項を定めるものである。

なお、当機構がこれまでに定め、実行してきた支出の見直しに資する各種の取組みについては、本計画と連携を図りつつ引き続き適切な実行を図る。

I. 予算の重点的な見直し等

1. 公益法人への支出

(1) 基本的な考え方

当機構から公益法人への支出について、徹底した見直しを行い、公益法人への支出の状況に関する情報を開示する。

(2) 具体的な取組み

- ① 一般競争入札等の競争性のある契約方式による事業について、新規参入事業者を不当に制限することのないよう、以下の取組みを行う。【引き続き実施】
 - ▶ 入札参加資格の見直し
 - ▶ 適切な公告期間・事業単位の設定
 - ▶ 技術点に係る適切な評価項目、評価点の設定 等
- ② 公益法人への支出について、支出先・内容・金額・契約方式等の情報を、当機構のホームページで公表する。【引き続き実施】

2. 委託調査費及び広報経費

(1) 基本的な考え方

委託調査費及び広報経費について、事業の必要性をゼロベースで見直すこと等により、効果的かつ効率的に事業を実施する。

(2) 具体的な取組み

- ① 委託調査の報告書について、機構の事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適

正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものや特定の個人又は法人の権利利益を害するおそれがある場合等を除き、原則として当機構のホームページで公表する。【引き続き実施】

- ② 広報事業において、ノベルティグッズの作成・配布について、その有効性を合理的に説明できる場合等を除き、原則として禁止する。【引き続き実施】
- ③ 委託調査費及び広報経費について、支出先・内容・金額・明細・契約方式の情報を、当機構のホームページで公表する。【引き続き実施】

3. 事務経費

(1) 基本的な考え方

業務運営の効率化のため、事務経費の節約に努める。レクリエーション費については支出しておらず引き続き堅持する。

(2) 具体的な取組み

- ① 深夜タクシーの使用について、「タクシー乗車券の使用について(2004年(総企)通達75号)」に従って、タクシー使用の承認審査を厳格に行うとともに、役職員が帰宅可能な交通手段の運行終了時刻以降の使用、使用後のタクシー乗車券への時刻の記載、タクシー乗車券使用管理台帳への必要事項の記載を徹底する。【引き続き実施】
- ② 深夜タクシー代の支出の状況について、四半期毎に当機構のホームページで公表する。【平成21年度から実施】
- ③ 指定旅行代理店制度、割引運賃利用により、引き続き出張旅費の節減を図る。【引き続き実施】
- ④ 以上のほか、公用車、アウトソーシング、定期購読図書等についても、引き続き事務経費の削減に努める。【引き続き実施】

Ⅱ. 契約手続の適正化

(1) 基本的な考え方

随意契約見直し計画で定めたとおり、国民の目線に立って、真にやむを得ない随意契

約以外は一般競争入札に移行することを基本とし、競争性のない随意契約の占める割合について同計画で定めた目標をすみやかに達成する。

(2) 具体的な取組み

1. 競争性のある契約方式への移行

- ① 当機構の行う契約について、随意契約を行おうとする場合には、「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日財計第 2017 号）、随意契約見直し計画（平成 19 年 12 月）等を踏まえ、随意契約削減検討会議、契約にかかる稟議等において随意契約を認めることが適当か否かを十分チェックした上で、真に止むを得ないものを除く全ての契約について一般競争入札等の導入を徹底する。【引き続き実施】
- ② 競争性のない随意契約によらざるを得ない場合には、具体的かつ詳細な理由を公表し、説明責任を果たす。【引き続き実施】
- ③ 平成 20 年度に競争性のない随意契約を行った事業について、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行できないか検討を行い、その検討の結果を当機構のホームページで公表する。【平成 20 年度前期分については平成 21 年 3 月までに実施済、平成 20 年度後期分については平成 21 年 6 月末までに実施】

2. さらなる競争性の確保

(1) 基本的な考え方

一般競争入札による契約の徹底や随意契約見直し計画の実施において、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行した事業であっても、事業の特定等を踏まえつつ、より競争原理を働かせ、一者応札・応募等を減少すべく、適切な公告期間の設定、事業者が必要とする情報を適切に盛り込んだ要領等の作成、十分な事業期間の設定等を図る。

(2) 具体的な取組み

- ① 事業者が余裕をもって計画的に提案を行えるよう、以下の取組みを行う。
 - 事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、可能な限り説明会を実施し、説明会から提案締切りまでの期間を十分に確保する。具体的には、以下の期間の設定を基本とする。【平成 21 年 8 月から実施】

	公告～説明会	説明会～提案締切り
イ) 研究開発等	10 日間	20 日間

ロ) その他の高度な技術・知識・設備等が必要な事業 (例. 調査、広報等)	5 日間	15 日間
ハ) イ及びロ以外の事業 (例. 印刷、物品購入等)	3 日間	7 日間

- ② 事業者が提案をするに当たって必要となる情報を適切に盛り込んだ仕様書・公募要領となるよう、以下の取組みを行う。
- 高度に専門的な事業については、事業内容に応じて、事業の目的、成果の使途、調査対象等の基本情報を具体的に記載する一方で、事業の実施方法等、事業者の提案を受けることでより良い事業の実施が可能となる事項については、抽象的な記載にとどめる。この場合、事業規模が明確となるよう、参考情報等で、過年度の事業や類似事業の実施状況、想定される作業項目及び工数等に関する情報を提供する。【引き続き実施】
- ③ 人員の配置が困難であったり、キャッシュフローの余力のない、比較的規模の小さい事業者も競争に参加できるよう、以下の取組みを行う。
- 事業の実施に十分な契約期間を設定する。【引き続き実施】
 - 一つの契約で、相乗効果の期待できない複数の事業を実施しているものについて、これらの事業を分割し、複数の契約とする。【引き続き実施】

3. より良い提案の受け入れ

(1) 基本的な考え方

資源・エネルギー開発、資源の備蓄、鉱害防止支援事業の専門化、複雑化の傾向に対応するためには、外部の事業者の専門的な知見、技術、設備等を活用する必要がある。このように高度に専門的な事業については、いかに安く調達するだけでなく、いかにして一定のコストに対して最も価値の高いものを調達するか (VFM; Value For Money) が重要である。そのため、外部の事業者のより良い提案を適切に評価するための措置を講じるとともに、外部の事業者の積極的な参入を促すため、調達に伴う事務の効率化に努める。

(2) 具体的な取組み

- ① 高度に専門的な事業については、事業内容に応じて、事業の目的、成果の使途、調査対象等の基本情報を具体的に記載する一方で、事業の実施方法等、事業者の提案を

受けることでより良い事業の実施が可能となる事項については、抽象的な記載にとどめる。この場合、事業規模が明確となるよう、参考情報等で、過年度の事業や類似事業の実施状況、想定される作業項目及び工数等に関する情報を提供する。【引き続き実施】〈再掲〉

- ② 一般競争入札（総合評価落札方式）、企画競争といった価格以外の技術面の評価を要する契約方式を行う場合には、事業内容に応じて、技術点の評価項目の適切な設定、技術点の基礎点と加点の配分の工夫等の取組みを行う。また、特に技術面の評価を要する企画競争については、事業者選定における外部有識者の関与の積極化を図る。【引き続き実施】
- ③ 当機構の行う契約には、概算契約（契約金額が確定せず概算で見込まれている契約。事業終了後に確定を行い、そこで認められた実費を契約先に支払うもの）と確定契約（契約金額が確定している契約。事業終了後に確定を行うことなく、契約で定められた金額を契約先に支払うもの）の二種類が存在する。これらの契約について、予算の費目等の如何にかかわらず、事業内容等に応じて適切な使い分けを行う。【引き続き実施】

Ⅲ. 支出の見直しを促進するための環境整備

（１）基本的な考え方

支出の見直しの取組みを一過性のものとすることなく、継続的に行っていくことが重要であり、引き続き当機構の職員の意識を改革するとともに、外部からの情報や提言を積極的に受け入れる環境を整備する。

（２）具体的な取組み

- ① 業績・能力評価において、生産性向上に向けた取組や施策見直しの取組に対する評価を適切に実施する。【引き続き実施】
- ② 当機構が設置している業務評価に関する委員会等を活用して、外部の有識者からの意見を聴き、指摘を受ける機会を設ける。【引き続き実施】
- ③ 当機構に設置している「改善提案メールボックス」（効果的・効率的な業務・組織運営を進め、また、制度や事務手続き等の改善、職場環境の改善等に関する提案につい

ても広く受け付けるもの) を活用して、当機構における支出の見直しに資する情報や提案も当機構内から幅広く収集する。【引き続き実施】

- ④ 会計事務担当者や予算執行職員向け会計研修において、行政効率化推進計画の取組みや会計検査院から指摘された事項等を徹底するための研修カリキュラムを盛り込む。【引き続き実施】
- ⑤ 会計検査院の決算検査報告等について、該当部署に対して改善措置を行うよう指導するとともに、当機構の支出全般に当てはまる事項については、内部監査の監査項目に反映させるとともに、契約事務マニュアル等に反映させる等の取組みを行う。【引き続き実施】
- ⑥ 当機構のホームページ上に設置されている「ご意見・お問合わせ」ページを活用して、当機構における支出の見直しに資する情報や提案を国民から幅広く募集する。【引き続き実施】

・ ご意見・お問い合わせフォーム：

<https://www.jogmec.go.jp/contact>

IV. その他の取組み

- ① 予算の執行状況を踏まえた適切な運営費交付金の内部配分を行うとともに、効率的な予算執行管理を徹底する。【引き続き実施】
- ② 組織全体のみならず職員一人一人が無駄の削減へ緊張感をもって取り組み、また、その取組意欲を継続するためには、その結果を国民に広く明らかにし、透明性を高めることが重要である。

具体的には、執行状況、無駄の削減のための取組みについて、毎年事業報告書等を通じて、ホームページ等において公表するとともに、既存の業務評価に関する委員会等を活用して、外部の有識者からの意見を聴き、指摘を受ける機会を設ける。【引き続き実施】